

吸収合併に係る事後開示書面

令和 7 年 1 0 月 1 日

札幌市中央区北 6 条西 1 6 丁目 1 番地 5
株式会社ほくやく・竹山ホールディングス
代表取締役 眞 鍋 雅 信

当社は、令和 7 年 7 月 2 3 日付で株式会社三興保険サービス（以下「吸収合併消滅会社」という。）と締結した吸収合併契約書に基づき、令和 7 年 1 0 月 1 日を効力発生日として、吸収合併（以下「本件合併」という。）を行いました。

本件合併について、会社法第 8 0 1 条及び会社法施行規則第 2 0 0 条に基づき、下記のとおり開示いたします。

1. 吸収合併が効力を生じた日

令和 7 年 1 0 月 1 日

2 吸収合併消滅会社における手続きの経過

(1) 吸収合併を取りやめることの請求

吸収合併消滅会社は、当社の 1 0 0 % 子会社であったため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

吸収合併消滅会社は、当社の 1 0 0 % 子会社であったため、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求

吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議

吸収合併消滅会社は、会社法第 7 8 9 条に基づき、令和 7 年 8 月 1 2 日付け官報により、債権者に対して本件合併に対する異議申述の公告を行いました。申述期限までに異議を申し出た債権者はありませんでした。

なお、吸収合併消滅会社は、令和 7 年 1 月 1 日をもって事業の全部の譲渡によりその事業を行っておりませんため、異議を述べることができる知れている債権者は、1 名も存在しないため、知れている債権者に向けた各別の催告はする必要はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における手続きの経過

(1) 吸収合併を取りやめることの請求

本件合併は、会社法第796条第2項の簡易合併に該当するため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

本件合併は、会社法第796条第2項の簡易合併に該当するため、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議

当社は、会社法第799条に基づき、令和7年8月12日付けで官報及び電子公告の方法により、債権者に対して本件合併に対する異議申述の公告を行いました。申述期限までに異議を申し出た債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本件合併の効力発生日である令和7年10月1日をもって、吸収合併消滅会社である株式会社三興保険サービスからその資産、負債その他の権利義務の一切を承継いたしました。

5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項

別紙のとおりであります。

6. 吸収合併の変更の登記をした日

令和7年10月1日

7. 上記のほか、吸収合併に関する重要な事項

当社は、会社法第796条2項に基づき、株主総会の承認を得ることなく本件合併を行いました。なお、会社法第796条3項に基づき、本件合併に反対する旨を通知した当社の株主はいませんでした。

以 上

吸収合併に係る事前開示書面

令和7年8月12日

(吸収合併消滅会社) 株式会社三興保険サービス

代表取締役 菊池 邦夫

当社は、令和7年7月23日付で株式会社ほくやく・竹山ホールディングスとの間で締結した合併契約書に基づき、令和7年10月1日を効力発生日として、当社を吸収合併消滅会社、株式会社ほくやく・竹山ホールディングスを吸収合併存続会社とする吸収合併（以下「本件吸収合併」という。）を行うこととしました。

本件吸収合併に関し、吸収合併消滅会社として、会社法第782条及び会社法施行規則第182条に基づき、下記のとおり開示いたします。

1. 吸収合併契約

別紙「吸収合併契約書」の写しのとおりであります。

2. 合併対価の相当性に関する事項

本件吸収合併に際しては、当社の株主に対しては吸収合併存続会社である株式会社ほくやく・竹山ホールディングスの株式その他の資産の割当てを行わず、また、本件吸収合併により吸収合併存続会社の資本金及び準備金は増額しませんが、完全親子会社間の合併であることから相当であると判断しております。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の対価の定めに関する事項

該当事項はありません。

5. 吸収合併存続会社に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等

吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

当該事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 吸収合併消滅会社に関する事項

(1) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

7. 合併後の効力発生日後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

吸収合併存続会社の財務状況からして、債務の履行に支障はないと見込んでおります。

8. 事前開示開始日後の効力発生日までの間に上記各事項に変更が生じた場合

事前開示開始日後吸収合併が効力を生ずる日までの間に、上記に掲げる事項に変更が生じた場合は、変更後の当該事項につきただちに開示いたします。

以上



吸収合併契約書

株式会社ほくやく・竹山ホールディングス（以下「甲」という。）と株式会社三興保険サービス（以下「乙」という。）とは、合併に関し、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（合併の方法）

第1条 甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併し、甲は存続し、乙は解散する。

2 甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。

甲（吸収合併存続会社）

商号 株式会社ほくやく・竹山ホールディングス

住所 札幌市中央区北6条西16丁目1番地5

乙（吸収合併消滅会社）

商号 株式会社三興保険サービス

住所 札幌市中央区北6条西16丁目1番地5

（効力発生日）

第2条 効力発生日は、令和7年10月1日とする。ただし、手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙間で協議のうえ、その期日を変更することができる。

（合併対価の交付及び割当て）

第3条 甲は、乙の発行済株式の全部を所有しているため、合併に際して株式の割当てその他一切の対価の交付をしない。

（資本金及び準備金の額）

第4条 甲は、合併では、資本金の額及び準備金の額を変更しない。

（合併承認決議）

第5条 甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ本契約の承認及び合併に必要な事項に関する機関決定を行うことを要する。

（権利義務全部の承継）

第6条 甲は、効力発生日において、乙の資産及び負債その他一切の権利義務を承継する。

(会社財産の注意義務)

第7条 甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務を執行し、かつ一切の財産の管理運営をなすものとし、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議のうえ、これを実行する。

(契約内容の変更及び解除)

第8条 本契約締結の日から効力発生日に至る間において、天災地変その他の事由により、甲及び乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲乙間でそれぞれ協議のうえ、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(合併契約の効力)

第9条 甲乙間の契約は、第5条に定める甲及び乙の適法な機関決定並びに法令の定める関係官庁の承認が得られないときは、それぞれその効力を失うものとする。

(協議事項)

第10条 本契約に定めるもののほか、合併に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲乙間で協議のうえ、これを定める。

以上のとおり契約したので本書1通を作成し、甲が保有し、乙は原本の写しを保有する。

令和7年7月23日

札幌市中央区北6条西16丁目1番地5

(甲) 株式会社ほくやく・竹山ホールディングス

代表取締役 眞鍋 雅信



札幌市中央区北6条西16丁目1番地5

(乙) 株式会社三興保険サービス

代表取締役 菊池 邦夫

